



高知県立消費生活センター

地域見守り情報

おいしい話を持ってきたのは無登録業者！？

近年、県立消費生活センターに寄せられる利殖関係の相談は減少傾向にありますが、仕組みが複雑であったり、取引先が海外にあるなど、問題は複雑化しています。投資商品にはリスクが伴うことを理解し、契約する前に事業者や商品について十分に検討しましょう。

【県内事例①】

県外在住の母が、ダイレクトメールがきっかけでよくわからない業者と金利の良い投資のような契約をしてしまったようだ。業者のHPを見たところ、投資や出資に関する情報は一切なかった。

(契約当事者 60代 女性)

【県内事例②】

ネットで見つけた海外の業者とバイナリーオプション取引を開始した。取引開始後、損が続いていたが、残高が少し回復したので出金しようと手続きをしたものの、入金されなかった。その後何度も出金依頼の手続きをしたが、一度も入金されず、メールにも応答しない。業者の電話番号がわからないため、連絡が取れない。詐欺に遭ったのだろうか。

(50代 男性)

アドバイス

- 1、日本の法律では、海外所在業者であっても、日本の居住者を相手方として金融商品取引を行う場合は、金融商品取引業の登録が必要です。金融庁のサイトには、登録業者のリストが公開されているので、取引前に必ず確認しましょう。
- 2、事例①②ともに、業者の登録はありませんでした。無登録の業者とは決して契約しないでください。
- 3、バイナリーオプションとは、為替相場等が上がるか下がるかを予想するもので、一見すると簡単な取引に見えますが、リスクの高い取引です。短時間に繰り返し取引することができるため、損失額が大きくなる恐れもあります。
- 4、おいしい儲け話はありません。業者の話を手易に信用して、良くわからないまま契約してはいけません。
- 5、不安に思ったり、トラブルにあったら消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013